

## 大阪府介護サービス情報についての調査の実施に係る指針

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の指針を次のように定め、令和元年6月17日から施行する。

### 1 調査を実施する場合及び調査項目

#### (1) 報告内容に虚偽が疑われる場合

疑いのある項目を中心に調査する。状況に応じ、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく実地指導又は監査と連携して調査する。

#### (2) 事業者自ら調査を希望する場合

介護保険法施行規則別表第2に掲げる項目（運営情報）を調査する。

### 2 調査を実施しない場合

一の事業所において別表の区分の番号を同じくする複数の介護サービスを提供している場合にあっては、それらの介護サービスのうち一サービスのみ調査し、その余の介護サービスは調査しない。

### 3 その他

この指針に定めのない事項については、必要の都度定める。

## 【別表】

区分	介護サービス
1	訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	訪問入浴介護（予防を含む）
3	訪問看護（予防を含む） 指定療養通所介護
4	訪問リハビリテーション（予防を含む）
5	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護（予防を含む） 指定療養通所介護
6	通所リハビリテーション（予防を含む） 指定療養通所介護
7	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む） 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む） 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む） 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む） 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む） 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））（予防を含む） 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
10	福祉用具貸与（予防を含む） 特定福祉用具販売（予防を含む）
11	小規模多機能型居宅介護（予防を含む） 看護小規模多機能型居宅介護
12	認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
13	居宅介護支援
14	介護老人福祉施設 短期入所生活介護（予防を含む） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15	介護老人保健施設 短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
16	介護医療院 短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）
17	介護療養型医療施設 短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防を含む）